

熊本県公報

第 1 1 5 6 2 号
平成 19 年 6 月 15 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問看護)..... (高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (看護予防訪問看護)..... (") 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... (森林保全課) 2
- " (") 2
- " (") 2
- 保安林の指定..... (") 2
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 3
- 熊本県屋外広告物条例に基づく屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域許可地域等の指定告示の一部改正..... (都市計画課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定..... (障害者支援総室) 4
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療)の指定..... (") 4
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止..... (") 4

公 告

- 熊本県公営企業 (電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業)の業務状況の公表..... (水環境課) 5
- 団体営土地改良事業計画の同意..... (農林計画・技術管理課) 26
- " (") 26
- 団体営土地改良事業の工事完了..... (") 26
- 県営土地改良事業の工事完了..... (") 26
- " (") 26
- 土地改良区役員の退任及び就任..... (") 26
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出..... (商工政策課) 27
- 建設業法第 29 条第 1 項に基づく監督処分..... (監 理 課) 27

登 載 依 頼

- 組合議会平成 19 年第 1 回臨時会の招集..... (有明海自動車航送船組合) 28
- 熊本県警察遺失物管理システム開発委託業務に係る一般競争入札参加資格等..... (熊本県警察本部情報管理課) 28
- 熊本県警察遺失物管理システム開発委託業務に係る一般競争入札の実施..... (") 28

告 示

熊本県告示第 541 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションみやざき 水俣市古城一丁目 4 番 22 号	有限会社みやざき介護センター	平成 19 年 6 月 6 日

熊本県告示第 542 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
訪問看護ステーションみやざき 水俣市古城一丁目 4 番 22 号	有限会社みやざき介護センター	平成 19 年 6 月 6 日

熊本県告示第 543 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 544 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 545 号

次の保安林の指定施業要件を変更するので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 公衆の保健
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 546 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字佐別當 4264
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 547 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 6 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森線	阿蘇郡西原村大字小森 2183 番 8 地先から 同郡南阿蘇村大字河陰字二の塔 5304 番 8 地先まで	前	7.0 ～ 45.6	8559.7	旧道移管
				9.1 ～ 104.9	6054.3	
			後	9.1 ～ 104.9	6054.3	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 6 月 15 日

熊本県告示第 548 号

昭和 63 年 9 月 6 日熊本県告示第 618 号の 2（屋外広告物及びこれを掲出する物件に係る禁止地域・許可地域等の指定）の一部を次のように改め、平成 19 年 6 月 15 日から施行する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

3 項の表 16 の 1 及び 16 の 2 の項を次のように改める。

16 の 1	国道 442 号	第三種禁止地域	阿蘇くじゅう国立公園との境界	町道黒川波居原線との交点（南小国町満願寺字黒川地内）	路端から 100 メートル以内	南小国町
16 の 2	国道 442 号	第二種禁止地域	町道黒川波居原線との交点（南小国町満願寺字黒川地内）	町道黒川波居原線との交点（南小国町満願寺字長迫地内）	路端から 100 メートル以内	南小国町

3 項の表 16 の 2 の項の次に次の項を加える。

16 の 3	国道 442 号	第三種禁止地域	町道黒川波居原線との交点（南小国町満願寺字長迫地内）	国道 387 号との交点（小国町宮原地内）	路端から 100 メートル以内	南小国町 小国町
--------	----------	---------	----------------------------	-----------------------	-----------------	-------------

3 項の表 21 の 16 の 2 の項を削る。

3 項の表 21 の 26 の項を次のように改める。

21 の 26	県道阿蘇吉田線	第二種禁止地域	国道 57 号との交点（阿蘇市黒川地内）	国道 325 号との交点（南阿蘇村吉田地内）	路端から 300 メートル	阿蘇市 南阿蘇村
---------	---------	---------	----------------------	------------------------	---------------	-------------

					ル以内	
3 項の表 22 の 10 の項の次に次の 3 項を加える。						
22 の 11	南小国町道 黒川波居原 線	第三種禁 止地域	国道 442 号との交点 (南小国町満願寺字 黒川地内)	国道 442 号との交点 (南小国町満願寺字 長迫地内)	路端から 100 メートル 以内	南小国町
22 の 12	西原村道依 山峠線	第二種禁 止地域	県道熊本高森線との 交点 (西原村小森地 内)	南阿蘇村との境界	路端から 300 メートル 以内	西原村
22 の 13	南阿蘇村道 俵山西原線	第二種禁 止地域	西原村との境界	県道熊本高森線との 交点 (南阿蘇村河陰 地内)	路端から 300 メートル 以内	南阿蘇村

熊本県告示第 549 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
春妙道 ものがたり 球磨郡多良木町久米 336 番地 3	株式会社 春妙道ものがたり 球磨郡多良木町久米 336 番地 3 岡崎 公子	平成 19 年 6 月 1 日	4311810032	就労継続支援 (A 型)

熊本県告示第 550 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指 定 年 月 日
あおい薬局 帯山店 熊本市帯山三丁目 15 番 11 号	有限会社 あおいファーマ 上益城郡益城町安永 571 番地	平成 19 年 6 月 1 日
瀬戸薬局 荒尾市西原町二丁目 4 番 4 号	有限会社 瀬戸薬局 荒尾市西原町二丁目 4 番 4 号	平成 19 年 6 月 1 日
鹿本中央調剤薬局 山鹿市鹿本町来民 1107 番地	株式会社 熊本メディファ 山鹿市鹿本町来民 1107 番地	平成 19 年 6 月 1 日
阿蘇郡市医師会立南部訪問看護ステーション 阿蘇郡高森町高森 1609 番地	社団法人 阿蘇郡市医師会 阿蘇市黒川 1178 番地	平成 19 年 6 月 1 日

熊本県告示第 551 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン 黒髪ケアセンター	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10	平成 19 年 6 月 1 日	4310100096	居宅介護及び重度訪問

熊本市黒髪六丁目 27 番 11 号エクレール 101 号	番 1 号六本木ヒルズ森タワー 35 階 樋口 公一			介護
株式会社コムスン 熊本徳王ケアセンター 熊本市徳王町 479-1CALM 徳王 106 号	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 35 階 樋口 公一	平成 19 年 6 月 1 日	4310100104	居宅介護及 び重度訪問 介護
株式会社コムスン 水前寺ケアセンター 熊本市水前寺一丁目 22 番 21 号水前寺パークハイツ 101 号	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 35 階 樋口 公一	平成 19 年 6 月 1 日	4312440060	居宅介護及 び重度訪問 介護

公 告**熊本県公告第 536 号**

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 18 年度下半期の熊本県公営企業（電気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業）の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

業 務 状 況 説 明 書

平成18年度下半期

自 平成18年10月 1日
至 平成19年 3月31日

熊本県企業局

目 次

電 気 事 業 ----- 8 ページ

工 業 用 水 道 事 業 ----- 15 ページ

有 料 駐 車 場 事 業 ----- 21 ページ

熊本県電気事業業務状況

熊本県電気事業の平成18年度下半期（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

目		次
1	事業の概況	9 ページ
	(1) 電力の供給状況について	9 ページ
	(2) 電力料金について	11 ページ
	(3) 修繕及び改良工事等について	11 ページ
	(4) 職員数について	12 ページ
	(5) 条例等の制定、改廃について	12 ページ
	(6) 開発調査について	12 ページ
2	経理の状況	13 ページ
3	平成19年度経営方針	14 ページ
4	平成19年度予算の概要	14 ページ

1 事業の概況

平成18年度下半期における水力発電供給電力量は、63,604,831kWhであり、当期の目標供給電力量83,372,000kWhに対し76.3パーセントの達成率となった。この要因としては、荒瀬ダム泥土除去工事及び荒瀬ダム護岸補修工事など発電停止を伴う工事の影響に加え、平年に比べ降雨量が少なかったことが挙げられる。なお、通年の供給電力量は、245,726,969kWhとなり、目標供給電力量239,942,000kWhに対し、達成率は102.4パーセントとなった。

風力発電供給電力量は、1,013,700kWhであり、当期の計画供給電力量1,758,300kWhに対し発電量が伸びず、57.7パーセントの達成率となった。通年の供給電力量は、1,854,470kWhとなり、目標供給電力量3,516,600kWhに対し、達成率は52.7パーセントとなった。

(1) 電力の供給状況について

下半期各月の電力の供給状況は、次のとおりである。

なお、本県の電気事業のうち水力発電は、電気事業法に基づき、平成7年に電力会社と電力受給に關する基本契約を締結した「みなし卸電気事業」と、その後に発電を開始した「卸供給事業」に区分される。また、風力発電も電力会社と電力受給契約を締結しているが、制度上は自家用電気工作物による余剰電力扱いとなっている。

①水力発電

ア みなし卸電気事業

月	区 分	発 電 所						小 計
		藤 本	市房第一	市房第二	緑川第一	緑川第二	笠 振	
1 0	目標(kWh)	5,346,000	1,812,000	384,000	4,329,000	2,725,000	320,000	14,916,000
	実績(kWh)	3,755,729	1,549,758	323,517	3,524,528	2,438,999	97,000	11,689,531
	達成率(%)	70.3	85.5	84.2	81.4	89.5	30.3	78.4
1 1	目標(kWh)	3,644,000	1,402,000	277,000	3,405,000	2,223,000	193,000	11,144,000
	実績(kWh)	2,855,824	574,101	90,598	3,424,727	2,239,422	36,900	9,221,572
	達成率(%)	78.4	40.9	32.7	100.6	100.7	19.1	82.7
1 2	目標(kWh)	3,361,000	1,778,000	370,000	3,681,000	2,431,000	143,000	11,764,000
	実績(kWh)	4,151,799	2,333,732	595,090	4,027,776	2,765,311	116,300	13,990,008
	達成率(%)	123.5	131.3	160.8	109.4	113.8	81.3	118.9
1	目標(kWh)	3,529,000	1,785,000	412,000	3,751,000	2,545,000	145,000	12,167,000
	実績(kWh)	438,176	1,103,057	213,244	2,830,418	1,830,272	99,100	6,514,267
	達成率(%)	12.4	61.8	51.8	75.5	71.9	68.3	53.5
2	目標(kWh)	4,115,000	1,949,000	498,000	3,744,000	2,496,000	207,000	13,009,000
	実績(kWh)	-9,540	1,542,250	369,740	3,556,157	2,501,411	174,000	8,134,018
	達成率(%)	-0.2	79.1	74.2	95.0	100.2	84.1	62.5
3	目標(kWh)	5,929,000	2,853,000	704,000	5,206,000	3,354,000	409,000	18,455,000
	実績(kWh)	3,736,004	2,207,557	489,711	3,263,619	2,362,214	245,100	12,304,205
	達成率(%)	63.0	77.4	69.6	62.7	70.4	59.9	66.7
下 半 期 計	目標(kWh)	25,924,000	11,579,000	2,645,000	24,116,000	15,774,000	1,417,000	81,455,000
	実績(kWh)	14,927,992	9,310,455	2,081,900	20,627,225	14,137,629	768,400	61,853,601
	達成率(%)	57.6	80.4	78.7	85.5	89.6	54.2	75.9
年 間 計	目標(kWh)	74,541,000	42,842,000	7,675,000	69,504,000	36,329,000	4,239,000	235,130,000
	実績(kWh)	67,983,254	47,660,272	8,874,770	75,711,848	36,752,095	3,599,200	240,581,439
	達成率(%)	91.2	111.2	115.6	108.9	101.2	84.9	102.3

イ 卸供給事業

月	区 分	発 電 所		小 計	水力発電所 合 計
		菊 鹿	緑川第三		
1 0	目標(kWh)	272,000	118,000	390,000	15,306,000
	実績(kWh)	265,500	80,390	345,890	12,035,421
	達成率(%)	97.6	68.1	88.7	78.6
1 1	目標(kWh)	205,000	101,000	306,000	11,450,000
	実績(kWh)	221,700	85,300	307,000	9,528,572
	達成率(%)	108.1	84.5	100.3	83.2
1 2	目標(kWh)	184,000	95,000	279,000	12,043,000
	実績(kWh)	202,000	79,040	281,040	14,271,048
	達成率(%)	109.8	83.2	100.7	118.5
1	目標(kWh)	173,000	87,000	260,000	12,427,000
	実績(kWh)	177,700	104,500	282,200	6,796,467
	達成率(%)	102.7	120.1	108.5	54.7
2	目標(kWh)	178,000	96,000	274,000	13,283,000
	実績(kWh)	171,800	78,300	250,100	8,384,118
	達成率(%)	96.5	81.6	91.3	63.1
3	目標(kWh)	273,000	135,000	408,000	18,863,000
	実績(kWh)	203,400	81,600	285,000	12,589,205
	達成率(%)	74.5	60.4	69.9	66.7
下 半期 計	目標(kWh)	1,285,000	632,000	1,917,000	83,372,000
	実績(kWh)	1,242,100	509,130	1,751,230	63,604,831
	達成率(%)	96.7	80.6	91.4	76.3
年間 計	目標(kWh)	3,119,000	1,693,000	4,812,000	239,942,000
	実績(kWh)	3,180,500	1,965,030	5,145,530	245,726,969
	達成率(%)	102.0	116.1	106.9	102.4

②風力発電事業

月	区 分	発電所	全発電所
		阿蘇車帰	合計(水力+風力)
1 0	計画(kWh)	293,050	15,599,050
	実績(kWh)	132,200	12,167,621
	達成率(%)	45.1	78.0
1 1	計画(kWh)	293,050	11,743,050
	実績(kWh)	164,600	9,693,172
	達成率(%)	56.2	82.5
1 2	計画(kWh)	293,050	12,336,050
	実績(kWh)	158,000	14,429,048
	達成率(%)	53.9	117.0
1	計画(kWh)	293,050	12,720,050
	実績(kWh)	151,500	6,947,967
	達成率(%)	51.7	54.6
2	計画(kWh)	293,050	13,576,050
	実績(kWh)	188,700	8,572,818
	達成率(%)	64.4	63.1
3	計画(kWh)	293,050	19,156,050
	実績(kWh)	218,700	12,807,905
	達成率(%)	74.6	66.9
下 半期 計	計画(kWh)	1,758,300	85,130,300
	実績(kWh)	1,013,700	64,618,531
	達成率(%)	57.7	75.9
年間 計	計画(kWh)	3,516,600	243,458,600
	実績(kWh)	1,854,470	247,581,439
	達成率(%)	52.7	101.7

(2) 電力料金について

当期の料金収入は、次のとおりである。

水力発電における九州電力株式会社との電力受給契約における契約料金は、基本料金及び従量料金（供給電力量に1円/kWhを乗じたもの）の2部料金制となっている。

また、風力発電における同社との契約料金は発電量に応じた完全従量制となっており、料金単価は10.70円/kWhである。

①水力発電

ア みなし卸電気事業

基本料金	911,818,000円	(月額 151,970,000円×5月 (10月~2月) " 151,968,000円×1月 (3月))
従量料金	61,853,601円	
小計	973,671,601円	
消費税額	48,683,577円	
合計	1,022,355,178円	

イ 卸供給事業

基本料金	24,350,000円	(月額 4,059,000円×5月 (10月~2月) " 4,055,000円×1月 (3月))
従量料金	1,751,230円	
小計	26,101,230円	
消費税額	1,305,061円	
合計	27,406,291円	

②風力発電

従量料金	10,846,590円	(従量 1,013,700kWh×10.70円)
消費税額	542,328円	
合計	11,388,918円	

(3) 修繕及び改良工事等について

平成18年度下半期の主な修繕及び改良工事は、次のとおりである。（消費税込み額）

(単位：円)

発電所	工 事 名	工事金額	工 期
藤 本	荒瀬ダム泥土除去工事	85,162,112	H18.12.11~H19. 3.12
	荒瀬ダム護岸補修工事 (その1)	58,636,008	H18.12. 7~H19. 3.12
	荒瀬ダム護岸補修工事 (その2)	29,038,624	H18.12.12~H19. 3.12
市 房	(改良)市房第一発電所下流警報装置取替工事	16,170,000	H18.10.12~H19. 3. 9
笠 振	笠振発電所水車発電機全分解点検工事	9,009,000	H18. 8.23~H18.11.30

(4) 職員数について

平成18年度電気事業の職員数は次のとおりである。

(平成19年3月31日現在)

区 分		吏 員	その他の職員	嘱 託	計
本 庁	局 長	1	0	0	1
	総 務 課	15	0	0	15
	うち、荒瀬ダム対策室	(3)	(0)	(0)	(3)
	経 営 課	8	0	0	8
	工 務 課	14	0	0	14
発 電 総 合 管 理 所		26	4	17	47
計		64	4	17	85

(5) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

なし

<管理規程>

平成18年10月4日 熊本県総合エネルギー調査会議設置規程を廃止する規程（熊本県公営企業管理規程第11号）

平成18年10月23日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第12号）

平成18年12月15日 熊本県企業局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（熊本県公営企業管理規程第14号）

平成19年1月12日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第1号）

平成19年3月30日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第2号）

平成19年3月30日 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第3号）

平成19年3月30日 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第4号）

平成19年3月30日 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第5号）

平成19年3月30日 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第6号）

平成19年3月30日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第7号）

平成19年3月30日 熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程（熊本県公営企業管理規程第8号）

(6) 開発調査について

①中小水力発電開発：山都町鴨猪川及び球磨村芋川の2地点において、河川流量調査を行っている。

②風力発電開発：阿蘇市狩尾及び山都町中坂の2地点において、風況調査を行っている。

2 経理の状況

平成18年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県電気事業合計残高試算表

平成19年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	1,199,316	営 業 収 益	2,144,290,380	2,143,091,064
		営 業 外 収 益	13,984,234	13,984,234
		特 別 利 益		
1,836,151,144	1,836,256,882	営 業 費 用	105,738	
86,464,619	86,464,619	営 業 外 費 用		
34,089,048	34,089,048	特 別 損 失		
18,279,949,020	18,307,560,083	水 力 発 電 設 備	27,611,063	
	20,202,219	減価償却累計額(水力)	10,560,904,752	10,540,702,533
506,070,595	507,639,516	業 務 設 備	1,568,921	
		減価償却累計額(業務)	184,592,414	184,592,414
437,284,882	437,284,882	風 力 発 電 設 備		
		減価償却累計額(風力)	22,314,291	22,314,291
83,433,075	83,433,075	建 設 仮 勘 定		
6,828,154	6,828,154	事 業 外 固 定 資 産		
284,226,621	313,284,654	無 形 固 定 資 産	29,058,033	
2,945,666,293	3,869,593,448	投 資 及 び 基 金	923,927,155	
4,089,901,327	40,804,632,546	現 金 預 金	36,714,731,219	
613,755,331	808,276,105	未 収 金	194,520,774	
		短 期 投 資		
848,394	848,394	貯 蔵 品		
	76,820,600	前 払 金	76,820,600	
	7,497,000	前 払 費 用	7,497,000	
3,000,000	45,954,263	雑 流 動 資 産	42,954,263	
		受 託 金		
	59,630,248	退 職 給 与 引 当 金	191,378,341	131,748,093
		修 繕 準 備 引 当 金	356,746,162	356,746,162
		渴 水 準 備 引 当 金	1,199,316	1,199,316
		一 時 借 入 金		
	154,915,104	未 払 金	249,592,752	94,677,648
	20,167,591	未 払 費 用	59,061,376	38,893,785
	148,980,542	預 り 金	161,953,863	12,973,321
	10,500,000	雑 流 動 負 債	13,500,000	3,000,000
		自 己 資 本 金	9,924,150,311	9,924,150,311
	158,224,640	借 入 資 本 金	2,973,897,152	2,815,672,512
		資 本 剰 余 金	876,707,828	876,707,828
	125,440,000	利 益 剰 余 金	2,172,654,991	2,047,214,991
29,207,668,503	67,925,722,929	合 計	67,925,722,929	29,207,668,503

3 平成 19 年度経営方針

電力自由化の進展により電力市場の競争が激化する中、電力会社の公営電気事業者に対する電気料金の引下げ要求は強まってきており、収入の確保が大きな課題である。

また、平成 22 年度着工予定の荒瀬ダム等撤去に係る費用に対する資金確保、事業規模縮小に見合う組織の見直し等、本県企業局固有の課題を抱えている。

そこで、今後も健全経営を維持していくため、平成 18 年 2 月に策定した「熊本県企業局経営基本計画（第二期）」を基に計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいく。

4 平成 19 年度予算の概要

平成 19 年度予算の概要は次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	2, 251, 985, 000 円
（内訳）	
営業収益	2, 236, 432, 000 円
（電力料収入	2, 229, 618, 000 円）
営業外収益	15, 553, 000 円
事業費	2, 211, 856, 000 円
（内訳）	
営業費用	1, 954, 068, 000 円
営業外費用	136, 261, 000 円
特別損失	111, 527, 000 円
予備費	10, 000, 000 円
差引純利益	40, 129, 000 円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	1, 111, 834, 000 円
（内訳）	
他会計からの返還金	1, 111, 834, 000 円
資本的支出	738, 926, 000 円
（内訳）	
建設改良費	297, 254, 000 円
企業債償還金	166, 118, 000 円
その他	275, 554, 000 円

熊本県工業用水道事業業務状況

熊本県工業用水道事業の平成18年度下半期（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）における業務状況は、次のとおりである。

目 次

1 事業の概況	16 ページ
(1) 給水の状況について	16 ページ
(2) 修繕及び改良工事等について	17 ページ
(3) 職員数について	17 ページ
(4) 条例等の制定、改廃について	18 ページ
2 経理の状況	19 ページ
3 平成19年度経営方針	20 ページ
4 平成19年度予算の概要	20 ページ

1 事業の概況

有明工業用水道の平成 18 年度下半期における契約企業数は 11 社で、契約水量は 14,218m³/日であった。給水能力に対する契約率は 42.0% で、平成 17 年度下半期に比べ、基本使用水量が 95m³/日減少したことにより、料金収入ベースでは前年比 97.4% となっている。

八代工業用水道の平成 18 年度下半期における契約企業数は 23 社で、契約水量は 9,262m³/日であった。給水能力に対する契約率は 33.9% で、平成 17 年度下半期に比べ、基本使用水量が 10m³/日減少したが、超過使用水量の増により、料金収入ベースでは前年比 99.8% となっている。

苓北工業用水道の平成 18 年度下半期における契約企業数は 2 社で、契約水量は 7,060m³/日であった。給水能力に対する契約率は 83.1% で、平成 17 年度下半期の契約水量から変動なく、料金収入ベースでも前年比 100.0% となっている。

(1) 給水の状況について

有明工業用水道、八代工業用水道及び苓北工業用水道の平成 18 年度下半期の契約水量及び料金収入等の状況は、次のとおりである。

有明工業用水道 給水能力：33,860m³/日
 契約水量：14,218m³/日（H19.3.31現在）
 料金：基本使用水量 50円/m³、超過使用水量 100円/m³

月	契約企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入 (円、消費税込み)
10	10	440,293	18,478,061
11	10	426,090	17,543,137
12	10	440,293	18,075,339
1	10	440,293	18,075,339
2	10	397,684	16,326,114
3	11	440,758	18,099,751
計		2,585,411	106,597,741

八代工業用水道 給水能力：27,300m³/日
 契約水量：9,262m³/日（H19.3.31現在）
 料金：基本使用水量 35円/m³、超過使用水量 70円/m³

月	契約企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入 (円、消費税込み)
10	23	287,122	9,547,305
11	23	277,860	9,204,973
12	23	287,122	9,515,460
1	23	287,122	9,530,853
2	23	259,336	8,649,767
3	23	287,122	9,592,372
計		1,685,684	56,040,730

苓北工業用水道事業 給水能力：8,500m³/日
 契約水量：7,060m³/日 (H19.3.31現在)
 料金：基本使用水量50円/m³、超過使用水量100円/m³

月	契約企業数	契約水量 (m ³ /月)	料金収入 (円、消費税込み)
10	2	218,860	11,490,150
11	2	211,800	11,119,500
12	2	218,860	11,490,150
1	2	218,860	11,490,150
2	2	197,680	10,378,200
3	2	218,860	11,490,150
計		1,284,920	67,458,300

(2) 修繕及び改良工事等について

平成18年度下半期の主な修繕工事及び建設改良工事は、次のとおりである。(消費税込み額)
 (単位：円)

工水名	工 事 名	工事金額	工 期
有明	導水ポンプ場2号導水ポンプ精密点検	10,080,000	H18.10.30～H19. 2.26
	浄水場搔寄機チェーンカップリング等 取替	1,554,000	H18.11.29～H18.12.25
八代	浄水場電気室制御用蓄電池取替	2,415,000	H18.12.14～H19. 1.31
苓北	転倒ゲート設備配管部路面補修	661,500	H18.11.13～H19. 1.31

(3) 職員数について

平成18年度工業用水道事業の職員数は次のとおりである。

(平成19年3月31日現在)

区 分		吏 員	その他の職員	嘱 託	計
有明	本庁	次 長	1	0	1
		総務課	1	0	1
		経営課	3	0	3
八代		0	0	0	0
苓北	都呂々ダム管理事務所	2	1	5	8
計		7	1	5	13

※有明、八代の両浄水場の運転保守業務については、株式会社熊本県弘済会に委託。

(4) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

な し

<管理規程>

平成18年10月23日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第12号）

平成18年10月23日 熊本県企業局当直規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第13号）

平成18年12月15日 熊本県企業局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（熊本県公営企業管理規程第14号）

平成19年1月12日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第1号）

平成19年3月30日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第2号）

平成19年3月30日 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第3号）

平成19年3月30日 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第4号）

平成19年3月30日 熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第5号）

平成19年3月30日 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第6号）

平成19年3月30日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第7号）

平成19年3月30日 熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程（熊本県公営企業管理規程第8号）

平成19年3月30日 熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第9号）

2 経理の状況

平成18年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県工業用水道事業合計残高試算表

平成19年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
	31,780,292	営 業 収 益	686,590,354	654,810,062
	20,244,029	営 業 外 収 益	311,678,609	291,434,580
865,136,744	865,491,305	営 業 費 用	354,561	
333,997,668	333,997,668	営 業 外 費 用		
12,450,418,971	13,046,257,780	工 業 用 水 道 設 備	595,838,809	
284,607,757	284,607,757	建 設 仮 勘 定		
	268,237,061	減 価 償 却 累 計 額	3,538,624,569	3,270,387,508
14,975,210,983	22,726,527,571	無 形 固 定 資 産	7,751,316,588	
		投 資 及 び 基 金		
3,864,787,463	15,612,493,519	現 金 預 金	11,747,706,056	
108,349,086	175,429,856	未 収 金	67,080,770	
		短 期 投 資		
3,123,321	3,123,321	貯 蔵 品		
	70,723,600	前 払 金	70,723,600	
	1,700,000	前 払 費 用	1,700,000	
	71,770,796	雑 流 動 資 産	71,770,796	
	575,030,171	他 会 計 借 入 金	2,728,269,910	2,153,239,739
	7,448,000	退 職 給 与 引 当 金	51,799,280	44,351,280
		修 繕 準 備 引 当 金	321,865,538	321,865,538
		一 時 借 入 金		
	32,482,221	未 払 金	2,518,205,748	2,485,723,527
	8,867,171	未 払 費 用	42,296,475	33,429,304
	296,338,102	預 り 金	297,631,339	1,293,237
	30,492,868	前 受 金	72,581,661	42,088,793
	478,000	そ の 他 流 動 負 債	478,000	
		自 己 資 本 金	30,000	30,000
	4,449,801,958	借 入 資 本 金	20,167,615,751	15,717,813,793
	2,108,771,937	資 本 剰 余 金	17,278,745,072	15,169,973,135
	4,902,059,157	利 益 剰 余 金 (一 欠 損 金)	311,282,073	-4,590,777,084
	3,443,723	受 託 工 事 金	3,443,723	
2,710,031,419	2,984,963,818	特 別 損 失	274,932,399	
35,595,663,412	68,912,561,681	合 計	68,912,561,681	35,595,663,412

3 平成 19 年度経営方針

本県の工業用水道事業は、工業の発展と雇用確保に貢献してきたが、産業構造の変化等もあって工業用水の需要は当初計画を大幅に下回り、多くの未利用水を抱え、厳しい経営状況にある。

特に、有明工業用水道については、竜門ダム建設に係る企業債償還や市町村交付金等が経営を圧迫しているため、将来的な工業用水の需要を見極めながら、未利用水の他用途への転用による事業規模の適正化に取り組み、平成 18 年度に荒尾・大牟田両市と上水転用に係る譲渡契約を締結したところである。

しかしながら、当面、未利用水が残ること等、今後も厳しい経営状況にあるため、平成 18 年 2 月に策定した「熊本県企業局経営基本計画（第二期）」に沿って、経営の健全化に取り組むとともに、関係部局と連携し、新規需要の開拓に努める。

4 平成 19 年度予算の概要

平成 19 年度予算の概要は次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	900,888,000円
（内 訳）	
営業収益	752,995,000円
営業外収益	147,893,000円
事業費	1,187,884,000円
（内 訳）	
営業費用	984,440,000円
営業外費用	196,444,000円
予備費	7,000,000円
差引純利益（純損失）	△286,996,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	1,170,553,000円
（内 訳）	
企業債	92,000,000円
長期借入金	761,624,000円
補助金	101,562,000円
その他	215,367,000円
資本的支出	1,254,467,000円
（内 訳）	
建設改良費	113,838,000円
企業債償還金	538,962,000円
長期借入金償還金	601,667,000円

熊本県有料駐車場事業業務状況

熊本県有料駐車場事業の平成18年度下半期(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)における業務状況は、次のとおりである。

目 次

1 事業の概況	22 ページ
(1) 利用台数及び料金収入について	22 ページ
(2) 修繕及び改良工事等について	22 ページ
(3) 職員数について	22 ページ
(4) 条例等の制定、改廃について	23 ページ
2 経理の状況	24 ページ
3 平成19年度経営方針	25 ページ
4 平成19年度予算の概要	25 ページ

1 事業の概況

平成 18 年度下半期における熊本県営有料駐車場の利用状況については、利用台数は 103,721 台（対目標比 106.4% で、料金収入は 63,910,540 円（対目標比 98.3%）であった。また、通年では、利用台数は 197,986 台（対目標比 101.0%）で、料金収入は 123,878,380 円（対目標比 94.9%）であった。利用台数が増加した要因としては、平成 17 年度に実施した UD(ユニバーサルデザイン)改修や平成 18 年 4 月からの夜間料金の導入などが考えられる。

また、熊本県営第二有料駐車場の当期における利用状況については、37 台の収容台数に対して契約台数は 34～37 台で、12 月～2 月が満車契約であった。当期の料金収入は 2,181,600 円（対目標比 97.3%）であり、通年では 4,312,700 円（対目標比 102.2%）であった。

(1) 利用台数及び料金収入について

平成 18 年度下半期各月の利用台数、承認台数及び料金収入の状況は、次のとおりである。

月別	県 営 有 料 駐 車 場						県営第二有料駐車場		備考
	目 標		実 績		達 成 率		実 績		
	利用台数 (台)	金 額 (円)	利用台数 (台)	金 額 (円)	台数 %	金額 %	承認台数 (台)	金額 (円)	
10	16,180	10,724,473	16,704	10,241,980	103.2	95.5	34	343,400	
11	15,950	10,623,060	16,597	9,990,260	104.1	94.0	35	353,500	
12	17,483	11,907,118	19,468	11,802,180	111.4	99.1	37	373,700	
1	16,674	11,327,647	17,522	11,291,610	105.1	99.7	37	373,700	
2	15,142	10,021,036	15,840	9,786,700	104.6	97.7	37	373,700	
3	16,075	10,435,635	17,590	10,797,810	109.4	103.5	36	363,600	
計	97,504	65,038,969	103,721	63,910,540	106.4	98.3	216	2,181,600	

(2) 修繕及び改良工事等について

平成 18 年度下半期の主な修繕及び改良工事は、特になかった。

(3) 職員数について

平成 18 年度有料駐車場事業の職員数は次のとおりである。

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

区 分		吏 員	その他の職員	嘱 託	計
本庁	経営課	1	0	0	1

※料金徴収業務については、株式会社熊本県弘済会に委託。

(4) 条例等の制定、改廃について

<条 例>

なし

<管理規程>

平成18年10月23日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第12号）

平成18年12月15日 熊本県企業局の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（熊本県公営企業管理規程第14号）

平成19年1月12日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第1号）

平成19年3月30日 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第2号）

平成19年3月30日 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第3号）

平成19年3月30日 熊本県企業局組織規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第4号）

平成19年3月30日 熊本県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第5号）

平成19年3月30日 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第6号）

平成19年3月30日 熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程（熊本県公営企業管理規程第7号）

平成19年3月30日 熊本県企業局に係る地方公共団体組織認証基盤における熊本県認証局鍵情報等利用規程を廃止する規程（熊本県公営企業管理規程第8号）

2 経理の状況

平成18年度下半期の経理の状況は、次の合計残高試算表のとおりである。

熊本県有料駐車場事業合計残高試算表

平成19年3月31日

単位：円

借 方		勘 定 科 目	貸 方	
残 高	合 計		合 計	残 高
		営 業 収 益	129,020,429	129,020,429
		営 業 外 収 益	812,979	812,979
		特 別 利 益		
66,791,760	66,791,760	営 業 費 用		
898,771	898,771	営 業 外 費 用		
1,986,241,901	1,986,540,672	有 料 駐 車 場 設 備	298,771	
		減 価 償 却 累 計 額	436,895,243	436,895,243
148,100	148,100	無 形 固 定 資 産		
		投 資 及 び 基 金		
550,328,281	4,337,711,475	現 金 預 金	3,787,383,194	
439,735	8,883,133	未 収 金	8,443,398	
		短 期 投 資		
		貯 蔵 品		
		前 払 金		
		前 払 費 用		
	1,964,475	雑 流 動 資 産	1,964,475	
		他 会 計 借 入 金		
		退 職 給 与 引 当 金	6,599,960	6,599,960
		修 繕 準 備 引 当 金	15,311,918	15,311,918
		一 時 借 入 金		
		未 払 金	25,325,700	25,325,700
	76,704	未 払 費 用	454,919	378,215
	8,719,902	預 り 金	12,708,859	3,988,957
		前 受 金		
		雑 流 動 負 債		
		自 己 資 本 金	1,627,583,687	1,627,583,687
	20,000,000	借 入 資 本 金	60,000,000	40,000,000
		資 本 剰 余 金	46,334,639	46,334,639
	63,820,000	利 益 剰 余 金	336,416,821	272,596,821
2,604,848,548	6,495,554,992	合 計	6,495,554,992	2,604,848,548

3 平成19年度経営方針

有料駐車場事業は、近隣の大型駐車場やコインパーキングの増加等の影響を受け、ここ数年利用台数は減少傾向にあったが、平成17年度に実施したUD(ユニバーサルデザイン)改修や平成18年4月からの夜間料金の導入などにより、平成18年度後半から持ち直してきている。

本年度も引き続きできるだけ多くの県民に利用してもらえるよう、施設・料金面でのサービス向上をPRしていく。

4 平成19年度予算の概要

平成19年度予算の概要は、次のとおりである。

(1) 収益的収入及び支出

事業収益	133,685,000円
(内訳)	
営業収益	130,335,000円
営業外収益	3,350,000円

事業費	90,641,000円
(内訳)	
営業費用	78,931,000円
営業外費用	9,710,000円
予備費	2,000,000円

差引純利益	43,044,000円
-------	-------------

利用予定

普通駐車	台数	113,547台
	料金	74,133,000円
定期駐車	台数	3,240台
	料金	45,228,000円
第二駐車場	料金	4,242,000円

(2) 資本的収入及び支出

資本的収入	0円
-------	----

資本的支出	20,000,000円
-------	-------------

熊本県公告第 537 号

平成 19 年 2 月 23 日付けで南阿蘇村長今村輝昭から協議のあった吉田地区土地改良事業（農業用道路）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 29 日付けで同意した。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 538 号

平成 19 年 3 月 15 日付けで玉名市長島津勇典から協議のあった大園地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 5 月 29 日付けで同意した。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 539 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	一安	平成 18 年 11 月 27 日	平成 19 年 3 月 25 日	植木町

熊本県公告第 540 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	大町（甲佐町）	平成 14 年 3 月 29 日	平成 19 年 3 月 28 日	熊本県

熊本県公告第 541 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	南島（山鹿市）	平成 19 年 3 月 22 日	平成 19 年 5 月 28 日	熊本県

熊本県公告第 542 号

下益城郡城南町緑川南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	小 林 佳 之	下益城郡城南町大字下宮地 723 番地の 3
就任 理事	八 幡 紀 雄	下益城郡城南町大字今吉野 1034 番地 1

熊本県公告第 543 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ本渡店
天草市大浜町 376 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - （1）設置する者
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信
福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1
 - （2）小売業を行う者
ナチュラル株式会社 代表取締役 森 信
福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 2 月 2 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,376 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - （1）駐車場の収容台数
46 台
 - （2）駐輪場の収容台数
41 台
 - （3）荷さばき施設の面積
40 平方メートル
 - （4）廃棄物等の保管施設の容量
6 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時
 - （2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
 - （3）駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
 - （4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 6 月 1 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課
平成 19 年 6 月 15 日から平成 19 年 10 月 15 日まで

熊本県公告第 544 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 19 年 6 月 8 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社九雄土木
熊本県上益城郡甲佐町大字糸田 84 番地の 1
代表取締役 谷頭 道代
熊本県知事許可（般-18）第 8821 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
有限会社九雄土木の代表取締役である谷頭道代は、平成 19 年 5 月 2 日、熊本地方裁判所において、公職選挙法違反等により、懲役 1 年 6 月執行猶予 5 年の判決を受け、同月 17 日、その刑が確定している。
このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。

登 載 依 頼

有明海自動車航送船組合告示第 2 号

有明海自動車航送船組合議会平成 19 年第 1 回臨時会を平成 19 年 6 月 22 日午後 2 時熊本市に招集する。
平成 19 年 6 月 15 日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県警察本部告示第 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成 19 年 6 月 15 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
熊本県警察遺失物管理システム開発委託業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2) の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111(内線 6350) ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 6 月 15 日(金)から平成 19 年 7 月 6 日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

熊情管公告第 1162 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 19 年 6 月 15 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県警察遺失物管理システム開発委託業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の翌日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県警察遺失物管理システム開発委託業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった

- 契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務（取扱業種①情報システム全般の設計、開発、維持管理）に登録された者であること。
- (2) 過去5年以内に本システムと同種同規模又はそれ以上のシステムを開発し、納入した実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 5の(3)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成19年6月15日（金）から平成19年7月9日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (2) 提出場所
4に記載のとおり
- (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県警察本部情報管理課電算システム開発係（熊本県警察本部庁舎4階）
郵便番号 862-8610 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-2048
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年6月15日（金）から平成19年7月6日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成19年7月26日（木）午後2時から
イ 場所
熊本県警察本部庁舎4階 OA研修室
- (4) 入札書の提出方法
(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年7月25日（水）午後5時30分までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時まで納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

- に限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落札者とはならない場合がある。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Development of a Lost article management system to be used by the Kumamoto Prefectural Police.1 set.
- (2) Date and place to submit bidding:
July 26th,2007,2:00p.m.
Kumamoto Prefectural Police
4th floor OA in - service training Room
6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto prefecture
862 - 8610 Japan
- (3) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
July 25th,2007,5:30p.m.
- (4) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (5) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6 - 18 - 1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto prefecture
862 - 8610 Japan
Tel. 096 - 381 - 2048